

答 申

「今後の国際環境協力の在り方について」をめぐって

環境省地球環境局環境保全対策課 Satoshi Tanaka
環境協力室長 田中聡志

1. 背景

平成4年5月に中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会が「国際環境協力の在り方について」を環境庁長官に対して答申して以来、国際環境協力を取り巻く情勢は大きく変化しています。

急速に進む経済のグローバル化や開発途上国における貧困の拡大、人口の急増などに起因して、地球温暖化や熱帯雨林の減少など様々な地球環境問題が顕在化しています。また、地域で見ると、特に東アジア諸国の経済成長は著しく、温室効果ガスの排出、森林破壊、大気汚染、廃棄物の大量発生など環境負荷の増大による地域レベルの環境問題が、無視できない状況にあります。

一方で、環境問題に対しての世界的な取組も進展しています。開発と環境が世界的な課題として議論され、1992年6月には、持続可能な開発を理念とした行動計画「アジェンダ21」が採択されました。その後、砂漠化対処条約、京都議定書など、地球規模の環境問題に対する世界的な枠組みも成立しています。2002年9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）では、開発途上国のオーナーシップと国際社会のパートナーシップの必要性が再確認されました。

2. 答申に至る経緯

このような状況を受けて、昨年11月8日に今後の国際環境協力の在り方について中央環境審議会に諮問があり、審議会の地球環境部会に設置した国際環境協力専門委員会において、昨年12月から審議を重ねてきました。6月20日の第7回専門委員会において専門委員会報告として取りまとめ、6月29日の第30回地球環境部会での審議を経て、7月8日に環境大臣に答申されました。

3. 答申の特徴

答申では、以下のような点をうたっています。

- (1) 我が国の経験を生かせる分野（地球温暖化対

策や3Rなど）を中心とした国際的取組に、戦略的・積極的に関与

- (2) 世界を視野に入れつつ、東アジアの取組にリーダーシップを発揮
(3) 政府が各主体を率いるだけでなく、地方公共団体、NPO/NGO、企業など各主体のパートナーシップに基づく国際環境協力を展開
(4) 環境技術の普及など企業本来の活動や市場を通じての環境協力を推進
(5) 開発途上国の政策支援の推進や、貧困削減、など環境問題と密接な関係のある課題への対処などに、環境ODAを戦略的に活用

4. 答申の概要

答申では、理念、目標、基本方針を掲げた後、国際環境協力の現状と課題を踏まえて、次の4つの取組の方向を示しています。

- (1) 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与
- 持続可能な開発に係る国際的な計画等における重点分野を踏まえ、世界的な枠組みづくり
 - 気候変動枠組み条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり
- (2) 地域における環境協力の枠組みづくりに向けた我が国のイニシアティブ
- 政策対話を通じ、戦略的な環境協力の取組を推進。3Rなど分野ごとの政策対話の推進
 - 企業、地域の環境管理能力の向上に向け、環境教育プログラムの開発、共同の行動計画作成
- (3) 我が国の多様な主体による国際環境協力
- 公害克服など地域の取組に先導的役割を果たした地方公共団体の経験・知見の活用
 - 各国のNGO/NPOと協力し、地域社会の環境意識の向上に取り組む我が国のNGO/NPOの活動支援、政策提言型NGO/NPOの育成
- (4) 国際環境協力の実施体制の強化
- 国内基盤（情報、人材、資金）の整備
 - 体制の強化（重要国際機関への人材派遣、積極的な取組を行っている自治体、企業、NGO/NPO等）間の情報共有・協議の場の提供等